

資金不足比率とは

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模（事業収入）に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示します。「経営健全化基準」以上になると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。町が独自で運営する公営企業は下水道事業で、資金不足が生じておらず、数値化されません。

	会 計 名	豊 山 町	経営健全化基準
資金不足比率	下水道事業会計	—	20.0%

まとめ

以上のとおり、令和6年度決算における本町の算定結果はすべての指標において基準値を大きく下回り、健全な財政状況であることが証明されました。

今後においても、限られた財源を最大限活用するために最新の情報を収集しながら各事業の精査を進めていきます。

また、借入に頼らない自立的な財政を堅持してまいります。

▶問合せ 総務課総務・財政グループ ☎28・6003

令和6年度決算審査意見について

豊山町監査委員 堀尾博樹 豊山町監査委員 作野桂子

豊山町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見（要約）

1 財政状況に関する所見

財政力指数は前年度比でやや減少し、経常収支比率は若干の上昇が見られた。一方で町税の収入未済額も増加しており、より効果的な徴収対策が求められる。不用額が増加した点は、予算編成や執行管理の在り方を再確認する契機とすべきである。基金については、適正に管理されていた。

2 予算執行に関する所見

(1) 行政財産の目的外使用について

特定団体の恒常的な使用は便宜供与の恐れがあり、是正を図る必要がある。

(2) 団体への補助金の継続交付について

同一の補助金を同一団体に3年を超えて交付する場合は、効果、達成度、効率性を勘案し、公平性及び透明性の確保に努めるべきである。

(3) 委託事業の費用対効果の確保について

費用対効果が低い事業は、委託先及び実施体制を含め再検討の必要がある。

(4) 未利用資産の活用について

旧給食センターは未利用の状態であり、行政資産の有効活用が求められる。

3 総括的意見

令和7年度においても、第5次総合計画に基づく行政運営の着実な推進とともに、各事業の必要性・効果を厳しく検証し、財源の重点的かつ柔軟な配分が求められる。財政の健全性のみならず、効果性・公平性・持続可能を重視した財政運営への転換が望まれる。

豊山町下水道事業会計決算の審査意見（要約）

本町の下水道事業は、令和6年度より公営企業会計の適用を開始した。

本町の下水道は平成14年度から整備が始まり、老朽管が少ない状態ではあるが、起債の償還や施設の維持管理費用の負担増が見込まれることから、下水道事業経営戦略に基づき中長期的、総体的な取組みが必要であろう。

物価高騰により経営環境は厳しいが、現状の形式的な健全性に甘んじず、営業赤字構造と将来の更新費用リスクを踏まえ、抜本的な経営改善と中長期的な財政管理体制の構築が急務である。

全文は、町公式ホームページにてご覧いただけます。

▶問合せ 監査事務局 ☎28・6004

